

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査の実施について（通知）

家庭的保育事業等の適正かつ健全な運営の確保を図るため、児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき指導監査を実施しますので、次のとおり通知いたします。

つきましては、事前にご提出いただく資料及び指導監査実施当日にご準備いただく書類等がありますので、以下の事項にご留意の上、ご協力をお願いいたします。

また、指導監査実施当日においては、監査する事項に関して十分にご説明いただくことができる方のご出席をお願いいたします。

- 1 指導監査の根拠規定
- 2 指導監査の対象事業所
- 3 指導監査の日時及び実施場所
- 4 指導監査を実施する職員の氏名
- 5 事前にご提出いただく資料及びその提出期日
- 6 当日にご準備いただく書類等
- 7 その他

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき実施した指導監査の結果、改善することが望ましい事項がありましたので、次のとおり通知します。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 助言事項

改善することが望ましい事項	根拠規定

3 指導監査の結果について

上記のとおり助言事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう助言します。

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき実施した指導監査の結果、改善を要する事項がありましたので、次のとおり通知します。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 口頭指摘事項

改善を要する事項	根拠規定

3 指導監査の結果について

上記のとおり口頭指摘事項がありましたので、改善措置を講じてください。

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき実施した指導監査の結果、改善を要する事項がありましたので、次のとおり通知します。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 文書指摘事項

改善を要する事項	根拠規定

3 指導監査の結果について

上記のとおり文書指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。
また、改善した内容について 年 月 日までに、家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）（様式第8号）により、市長に報告してください。

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査に係る改善勧告について（通知）

以下のとおり改善を要する事項がありましたので、児童福祉法第34条の17第3項の規定により、期限までに改善措置を講ずるよう勧告します。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 改善勧告に係る指摘事項

改善を要する事項	改善期限	根拠規定
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

改善した内容について 年 月 日までに、家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）（様式第8号）により、市長に報告してください。

なお、上記の指摘事項について改善が認められない場合は、児童福祉法第34条の17第3項の規定により改善命令を行う場合があります。

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査に係る改善命令について（通知）

年 月 日付けで改善勧告とした指摘事項について、その改善が認められないため、児童福祉法第34条の17第3項の規定により、以下の期限までに改善措置を講ずるよう命じます。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 改善命令に係る指摘事項

改善を要する事項	改善期限	根拠規定	改善命令の理由
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

改善した内容について 年 月 日までに、家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）（様式第8号）により、市長に報告してください。

なお、上記の指摘事項について改善が認められない場合は、児童福祉法第34条の17第4項の規定により事業制限・停止命令を行う場合があります。

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

各務原市長

家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき実施した指導監査の結果、改善を要する事項はありませんでしたので、次のとおり通知します。

指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

（宛先）各務原市長

所在地
事業者名
代表者職氏名

家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善状況の報告を要する指摘事項については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 指導監査について

実施年月日	
事業所の名称	
指導監査の種類	

2 指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項	改善した内容